法律

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和二年五月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十三号

第一条　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号を次のように改める。

十一　国際仲裁事件　民事に関する仲裁事件であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものを含む。）

ロ　仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるもの

ハ　外国を仲裁地とするもの

第二条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　国際調停事件　民事に関する調停事件（民事に関するあつせん事件を含み、民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部が法人その他の社団若しくは財団又は事業として若しくは事業のために当該民事上の契約若しくは取引の当事者となる個人であるものに関する紛争に係る事件に限る。）であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものを含む。）

ロ　当該紛争に係る民事上の契約又は取引によつて生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるもの

第五条の三の見出しを「（国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続の代理）」に改め、同条中「国際仲裁事件の手続（当該手続に伴う和解の手続を含む。以下同じ。）」を「次に掲げる手続」に改め、同条に次の各号を加える。

一　国際仲裁事件の手続（当該手続の進行中に仲裁人が試み、又は当事者間で行われる和解の手続を含む。）及び当該国際仲裁事件に係る仲裁合意の対象とされた民事上の紛争に関する調停の手続（あつせんの手続を含み、民間事業者によつて実施されるものに限る。）（以下「国際仲裁事件の手続等」という。）

二　国際調停事件の手続（民間事業者によつて実施されるものに限る。以下同じ。）

第十条第二項中「一年」を「二年」に改める。

第五十条第一項中「から第九号までの規定中「規定する法人」とあるのは「規定する法人又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人」を「中「弁護士法人（第三十条の二第一項に規定する弁護士法人をいう。）」とあるのは「外国法事務弁護士法人（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人の使用人」とあるのは「弁護士法人の使用人」に改める。

第五十条の五第二項及び第五十条の八第一項第二号中「国際仲裁事件」を「国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件」に改める。

第五十条の十三第二項中「及び第三十条の二十中「社員等」とあるのは「社員又は使用人である外国法事務弁護士」を「中「社員若しくは使用人である弁護士又は使用人である外国法事務弁護士（以下「社員等」という。）とあり、及び同法第三十条の二十中「社員等」とあるのは「社員若しくは使用人である外国法事務弁護士又は使用人である弁護士」に改め、「外国法事務弁護士で」と」の下に「、同法第三十条の三十第一項中「「弁護士法」とあるのは「「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十条の十三第二項において準用する弁護士法」と、同条第二項中「「弁護士法」とあるのは「「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十条の十三第二項において準用する弁護士法」と」を加える。

第五十一条第一項中「この法律」の下に「（弁護士法人の使用人である外国法事務弁護士にあつては、この法律又は弁護士法）」を加える。

第五十八条の二（見出しを含む。）中「国際仲裁事件」を「国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件」に改める。

第六十五条中「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改める。

第六十六条中「第五十条又は」を「第五十条第一項又は」に改める。

第七十条第一項中「外国法事務弁護士法人の社員又は」を「弁護士法人の使用人である外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の社員若しくは」に改め、「使用人である外国法事務弁護士」の下に「若しくは使用人である弁護士」を加え、「その外国法事務弁護士法人」を「その弁護士法人又は外国法事務弁護士法人」に改める。

第二条　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律

目次中「第六条」を「第八条」に、「第七条―第十五条」を「第九条―第十六条」に、「第十六条―第二十条」を「第十七条―第二十一条」に、「第二十一条―第二十三条」を「第二十二条―第二十四条」に、「第二十四条―第三十六条」を「第二十五条―第三十七条」に、「第三十七条―第三十九条」を「第三十八条―第四十条」に、「第四十一条―第四十三条」を「第四十一条―第四十四条」に、「第四十四条―第五十条」を「第四十五条―第五十五条」に、「第五十条の二―第五十条の十三」を「第五十六条―第六十七条」に、「第六章　懲戒　第一節　懲戒の処分（第五十一条―第五十四条）　第二節　外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会（第五十五条―第五十八条）」を「第六章　弁護士・外国法事務弁護士共同法人（第六十八条―第七十条）　第七章　他の種類の法人への変更及び他の種類の法人との合併（第七十一条―第七十四条）　第八章　懲戒　第一節　外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に対する懲戒　第二節　外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対する懲戒　第三節　懲戒の処分（第七十五条―第八十条）　併（第八十一条・第八十二条）」に、「第七章」を「第九章」に、「第五十八条の二―第六十条」を「第八十三条―第八十七条）」に、「第八章」を「第十章」に、「第六十三条―第七十二条」を「第百五条―第百十四条」に改める。